

令和4年第1回県議会定例会

条例案等の概要

	ページ
I 主な条例案	1
II その他の提出予定議案	4

《条例案等の内訳》

区 分	令和4年度関係	令和3年度関係	計
条例の改正	17 件	9 件	26 件
工事請負契約の締結	—	4 件	4 件
市町負担金	1 件	2 件	3 件
その他	1 件	2 件	3 件
計	19 件	17 件	36 件
(参考) 予算関係	当初予算 22 件	2月補正 18 件	40 件
合 計	41 件	35 件	76 件

I 主な条例案

<令和4年度関係>

【条例の改正】

○ 職員定数の改正を行うもの3議案（資料1参照）

県立学校及び市町村立学校の児童・生徒数に基づく学級数の増減、警察職員（警察官以外）の増員等に伴い、職員定数を変更するため、所要の改正を行う。

① 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例

② 市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

③ 神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

<令和3年度関係>

【条例の改正】

○ 神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例（資料2参照）

道路交通法の一部改正等に伴い、高齢運転者対策の充実・強化を図るため、運転技能検査手数料を新設するなど、所要の改正を行う。

[警察本部交通部運転免許本部運転免許課課長代理 電話 045-365-3111 内線211

運転教育課課長代理 電話 045-365-3111 内線311]

神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例案等の概要

1 目的

県立学校及び市町村立学校の児童・生徒数に基づく学級数の増減、警察職員（警察官以外）の増員等に伴い、「神奈川県職員定数条例」、「市町村立学校職員定数条例」及び「神奈川県地方警察職員定数条例」に規定する職員定数を変更するため、所要の改正を行う。

2 内容

条例名	区 分	改 正 (令和4年度) A	現 行 (令和3年度) B	差引増減 A-B	
神奈川県 職員定数 条 例	知 事	7,625 人	7,625 人	0 人	
	公 営 企 業 管 理 者	1,001	1,001	0	
	議 会	76	76	0	
	選 挙 管 理 委 員 会	5	5	0	
	監 査 委 員 会	41	41	0	
	人 事 委 員 会	33	33	0	
	教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）		768	759	9
	教育委員会の所管に 属する学校	校長及び教員	11,878	11,974	△96
		その他の職員	1,084	1,087	△3
	小 計		12,962	13,061	△99
	労 働 委 員 会		21	21	0
	神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会		3	3	0
合 計		22,535	22,625	△90	
市町村立 学校職員 定数条例	小 学 校	9,517	9,396	121	
	中 学 校	5,503	5,513	△10	
	特 別 支 援 学 校	187	192	△5	
	高等学校（定時制の課程を置くもの）	19	19	0	
	合 計		15,226	15,120	106
神奈川県 地方警察 職員定数 条 例	警 察 官	警 視	393	393	0
		警 部	926	926	0
		警 部 補 及 び 巡 査 部 長	9,438	9,438	0
		巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	4,946	4,946	0
	小 計		15,703	15,703	0
	警 察 官 以 外 の 職 員		1,702	1,701	1
合 計		17,405	17,404	1	
総 計		55,166	55,149	17	

3 施行期日

令和4年4月1日

問合せ先
総務局組織人材部人事課長 西海 電話 045-210-2150

資料2

神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例案の概要

1 目的

高齢運転者対策の充実・強化などを規定した道路交通法の一部改正等に伴い、神奈川県道路交通法関係手数料条例で定める運転免許に関する手数料について、所要の改正を行うものである。

2 内容

(1) 高齢運転者対策の充実・強化

ア 運転技能検査の新設

75歳以上の者が免許証を更新する際、信号無視等の一定の違反歴がある場合に受検する「運転技能検査」が導入されることに伴い、運転技能検査手数料を新設する。

イ 高齢者講習の区分等の見直し

高齢者講習の区分の見直しに伴い、高齢者講習手数料を改正する。

ウ 安全運転サポート車限定条件付免許の新設

安全運転サポート車に限り運転することができる条件付免許の新設に伴い、条件解除の審査手数料を追記する。(手数料の変更なし)

エ 認知機能検査手数料の見直し

認知機能検査手数料の額の引上げに伴い、認知機能検査手数料を改正する。

(2) 第二種免許等の受験資格の見直し

若年運転者講習の新設

第二種免許等の受験資格の見直しにより、違反で一定の基準点に達した場合に受講する「若年運転者講習」が導入されることに伴い、若年運転者講習手数料を新設する。

【 主な改正手数料案 】

手数料の名称	区分	改正後	現 行	備 考
運転技能検査手数料		3,550円	—	新設
講習手数料	高齢者講習(2時間)	—	5,100円	
	高齢者講習(3時間)	—	7,950円	
	高齢者講習(実車あり)	6,450円	—	区分の 見直し
	高齢者講習(実車なし)	2,900円	—	
	若年運転者講習	1時間につき 2,250円	—	新設
審査手数料		1,400円	1,400円	±0
認知機能検査手数料		1,050円	750円	+300円

3 施行期日

令和4年5月13日

問合せ先

警察本部交通部運転免許本部運転免許課課長代理 奥原 電話 045-365-3111 内線 211

警察本部交通部運転免許本部運転教育課課長代理 和智 電話 045-365-3111 内線 311

II その他の提出予定議案

<令和4年度関係>

【条例の改正】

- 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる指定NPO法人の控除対象期間を更新するため、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

- 神奈川県統計調査条例の一部を改正する条例

デジタル社会形成整備法の制定に伴い、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が個人情報保護法に統合されることから、旧法等に違反し、罰金以上に処せられた者を、統合後の個人情報保護法等に違反し、罰金以上に処せられた者とみなす経過措置を定めるなど、所要の改正を行う。

[政策局総務室(統計センター)企画調整担当課長 電話 045-210-3012]

- 職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

新たに職員や、公安委員会の委員になった者のサービスの宣誓に関し、任命権者等の面前における宣誓書への署名を不要とするなど、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

[警察本部総務部総務課課長代理 電話 045-211-1212 内線2120]

- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できる不妊治療休暇の新設に伴い、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]

- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件について在職期間を考慮しないこととするとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を定めるため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]

- 神奈川県立伊勢原射撃場条例の一部を改正する条例

伊勢原射撃場のクレー射撃場について、団体等が専用利用する際の利用料金の上限額を定めるため、所要の改正を行う。

[スポーツ局スポーツ課長 電話 045-285-0791]

○ **神奈川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例**

民法の一部改正により、婚姻による成年擬制が廃止されたことに伴い、青少年の定義などについて、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課長 電話 045-210-3830]

○ **「指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」など2議案**

厚生労働省令の一部改正に伴い、一定の障害者支援施設を指定障害児入所施設とみなす特例等を2年間延長するため、所要の改正を行う。

① **指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例**

② **指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例**

[福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長 電話 045-210-4702]

○ **神奈川県立衛生看護専門学校条例の一部を改正する条例**

衛生看護専門学校の准看護師を看護師に養成する課程である第二看護学科について令和4年3月末日をもって閉科することに伴い、所要の改正を行う。

[健康医療局保健医療部保健医療人材担当課長 電話 045-210-4742]

○ **国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例**

国民健康保険法の一部改正に伴い、県が市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制等を図るために、神奈川県国民健康保険財政安定化基金の財政調整事業分を取り崩して県の特別会計に繰り入れることができるようにするなど、所要の改正を行う。

[健康医療局保健医療部医療保険課長 電話 045-210-4880]

○ **旅館業法施行条例の一部を改正する条例**

令和元年度に行った条例の見直しに伴い、厚生労働省の旅館業における衛生等管理要領の一部改正を踏まえ、旅館業における入浴施設のレジオネラ症対策のための基準を強化するなど、所要の改正を行う。

[健康医療局生活衛生部生活衛生課長 電話 045-210-4930]

○ **公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例の一部を改正する条例**

令和元年度に行った条例の見直しに伴い、厚生労働省の公衆浴場における衛生等管理要領の一部改正を踏まえ、公衆浴場におけるレジオネラ症対策のための基準を強化するとともに、男女の混浴制限年齢を引下げるなど、所要の改正を行う。

[健康医療局生活衛生部生活衛生課長 電話 045-210-4930]

○ **神奈川県営上水道条例の一部を改正する条例**

社会情勢の変化により不要となった給水装置所有者の代理人の選定に関する手続きを廃止するなど、所要の改正を行う。

[企業局水道部経営課長 電話 045-210-7210]

【市町負担金】

○ 建設事業等に対する市町負担金

県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部負担を市町に求める。

[環境農政局農政部農地課長 電話 045-210-4460]

[環境農政局農政部水産振興担当課長 電話 045-210-4532]

[県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

【その他】

○ 包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約（地方自治法の規定に基づき、外部の専門家から監査を受けるための契約）を締結する。

[総務局総務室室長代理 電話 045-210-2123]

<令和3年度関係>

【条例の改正】

○ 神奈川県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、行政書士試験手数料の額を改定するため、所要の改正を行う。

[政策局政策部政策法務課長 電話 045-210-2410]

○ 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

租税特別措置法の一部改正等に伴い、優良宅地等認定事務のうち連結納税制度に係る認定事務の規定等を削除するとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、銃砲等又は刀剣類の所持許可証書換え手数料等の額を改定するため、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]

○ 過疎地域における県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、減収補填される地方税の課税免除の対象が拡充されたことを踏まえ、県内の過疎地域の持続的発展を支援するため、当該減収補填措置を活用した課税免除を行うことに関し、所要の改正を行う。

[総務局財政部税制企画課長 電話 045-210-2300]

○ 神奈川県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、高圧ガス製造保安責任者試験手数料等の額を改定するため、所要の改正を行う。

[くらし安全防災局防災部工業保安担当課長 電話 045-210-3470]

○ 神奈川県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、液化石油ガス設備士試験手数料等の額を改定するため、所要の改正を行う。

[くらし安全防災局防災部工業保安担当課長 電話 045-210-3470]

○ 宅地建物取引業法施行条例の一部を改正する条例

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、宅地建物取引士資格試験手数料の額を改定するなど、所要の改正を行う。

[県土整備局事業管理部建設業課長 電話 045-285-4244]

○ 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

湘南港の駐車場等の施設について、利用料金制を導入するため、所要の改正を行う。

[県土整備局河川下水道部港湾事業調整担当課長 電話 045-285-0815]

○ 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

港湾の岸壁利用料、係留料、陸置料、船舶給水料及びクレーン利用料について、証紙による収入の方法により徴収しないこととするとともに、神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部改正に伴い、高齢運転者の運転免許証更新時における講習手数料の見直しに関し、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]

【工事請負契約の締結】

	名 称	工事の場所	請負契約者	請負契約金額
①	県営緑ヶ丘団地公営住宅新築工事（5期-建築）請負契約	厚木市緑ヶ丘3丁目1-1ほか2筆	株式会社エス・ケイ・デイ	6億5,564万9,060円
②	県営伊勢原団地公営住宅新築工事（1期-建築）請負契約	伊勢原市八幡台2-15-1	小島・関野特定建設工事共同企業体	8億1,441万9,760円
③	県営二宮団地公営住宅新築工事（1期-建築）請負契約	中郡二宮町百合が丘3丁目82番1	山王建設・山王総合特定建設工事共同企業体	10億7,962万80円
④	津久井警察署新築工事（建築）請負契約	相模原市緑区中野937番地2	日成工事・大場建設特定建設工事共同企業体	12億1,643万5,000円

①～③ [県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

④ [警察本部総務部施設課課長代理 電話 045-211-1212 内線2261]

【市町負担金】

○ 建設事業等に対する市町負担金

県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部負担を市町に求める。

[環境農政局農政部農地課長 電話 045-210-4460]

[環境農政局農政部水産振興担当課長 電話 045-210-4532]

[県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

【その他】

○ **訴訟の提起について**

県営住宅の不適正居住者に対する建物明渡等請求訴訟

県営住宅の不適正居住者に対し、建物の明渡し及び損害金支払請求の訴訟を提起する。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

○ **地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の変更の認可について**

足柄上病院について、感染症医療や災害時医療、回復期医療、救急医療の充実強化を目的とした再整備に向け、老朽化が進む2号館の建替え等の調査・検討を進めることから、法人が定めた中期計画の変更を認可するため提案する。

[健康医療局県立病院課長 電話 045-210-5040]